

子どもと若者のセーフガーディング指針

目的

この指針の目的は、人々、特に子どもと若者、支援の受益者が(特活)ムラのミライとの接触を通して何らかの有害行為を受けることを防ぐことにある。これには、以下から生じる有害行為を含む。

- (特活)ムラのミライのスタッフもしくは関係者の行動
- (特活)ムラのミライのプログラムや活動の形成および実施

この指針には、セーフガーディングに関する(特活)ムラのミライの責務、スタッフや関係者の責任を明記する。この指針には、以下を含まない。

- 職場におけるセクシャルハラスメント – これは(特活)ムラのミライの「就業規則」で規定する
- (特活)ムラのミライスタッフや関係者ではない人物によるセーフガーディング違反

セーフガーディングの定義

セーフガーディングとは、組織の役職員や関係者によって、また事業活動において、子ども・若者にいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子ども・若者の安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むことを意味する。

セーフガーディングに関するより詳しい定義は、本文書内の「用語と定義」を参照すること。

適用範囲

- (特活)ムラのミライに雇用される全スタッフ
- (特活)ムラのミライと業務で連携または訪問する関係者：コンサルタント、ボランティア、業者、報道関係者・著名人・政治家を含むプログラム訪問者など

子どもと若者のセーフガーディング指針

指針要綱

(特活)ムラのミライは私たちが接するすべての人が、年齢やジェンダー認識、障がいの有無、性的指向、民族に関係なく、あらゆる有害行為、虐待、ネグレクト、搾取から守られる権利を持つと考えている。

(特活)ムラのミライは、スタッフもしくは関係者による虐待や搾取を許容しない。

この指針は、子どもと若者に対する性的搾取および虐待からの保護(Protection against sexual exploitation and abuse, PSEA)を含むが、この他にも個別の指針や手続きが必要とされる場合もある(「関連する方針」参照)。

(特活)ムラのミライは活動のすべての過程において、予防(prevention)、通報(reporting)、対応(response)の3つの柱を用いてセーフガーディングに取り組む。

(1) 予防

(特活)ムラのミライの責任

(特活)ムラのミライは、以下を行う。

- すべてのスタッフがこの指針を入手し、内容を理解し、自分たちの責任を知っている状況をつくる
- (特活)ムラのミライのすべてのプログラムと活動は、活動が人々に与えるあらゆる有害行為のリスクを回避する方法で形成、実施する。これには、プログラムにおける個人情報の収集および公開を含む
- スタッフおよび関係者の採用、管理、派遣の際には、厳重なセーフガーディング手続きを行う
- スタッフが組織内における各自の役割に応じたレベルのセーフガーディング研修を受けるようにする
- セーフガーディングの懸念に関する相談や通報に対して、予め定められた手続きに添って迅速かつ適切に調査や再発防止に努める

スタッフの責任

(特活)ムラのミライのスタッフおよび関係者は、以下を行ってはならない。

- 18歳未満と性的関係を持つ
- 受益者である18歳から24歳の若者と性的関係を持つ
- 子ども・若者に対する性的虐待および搾取

子どもと若者のセーフガーディング指針

- 子ども・若者に対する身体的虐待、モラルハラスメントや心理的虐待、ネグレクト
- 児童労働や人身売買を含む子どもや若者を商業的に利用する活動を行う

さらに、(特活)ムラのミライのスタッフおよび関係者は、以下の義務を負う。

- セーフガーディング違反を予防し、セーフガーディング指針を遵守する環境をつくとともに、その環境を維持する
- (特活)ムラのミライのスタッフまたは関係者によるセーフガーディング違反に関するあらゆる懸念や疑いは担当スタッフに相談・通報する

(2) 相談・通報の促進

(特活)ムラのミライは、セーフガーディング懸念を相談・通報するための、安全かつ適切で、スタッフおよび活動対象地域の人々にアクセス可能な手段を確保する

- 正式な内部通報手段を用いて(またはそれを要請して)懸念または苦情を相談・通報したスタッフは、(特活)ムラのミライの「内部通報規程」で保護される
- (特活)ムラのミライは、一般住民やパートナー団体、公的機関など外部からの苦情も受け付ける

セーフガーディング懸念を相談・通報する方法

セーフガーディングに関する苦情もしくは懸念があるスタッフは、コンプライアンス担当理事または上長に迅速に相談・通報を行う。もしコンプライアンス担当理事または上長に相談・通報することに不安を感じた場合は(相談・通報が真剣に扱われないと感じたり、その人が事案に関わっている可能性があるなど)、代表理事または監事に伝えることができる。

(3) 対応

(特活)ムラのミライは、各種指針と手続き、法律や条例に沿って、セーフガーディングに関する通報と懸念に対する事実調査を行い、必要に応じて人事処遇や再発防止に努める。

- (特活)ムラのミライは、指針に違反したことが判明したスタッフに対して、適切な人事処遇を判断する
- (特活)ムラのミライは、スタッフまたは関係者による有害行為を受けた子ども・若者に対する支援を行う。支援に関する意思決定は、子ども・若者の意見を尊重し、子ども・若者の利益を最優先する

子どもと若者のセーフガーディング指針

守秘義務

セーフガーディング懸念を扱うすべての過程において、守秘義務が維持されることは必須である。懸念に関する情報およびその後のケースマネジメントは、知る必要がある人にのみ共有され、情報は常に保護されるべきである。

<関連する規程・方針>

行動規範（別紙Ⅰ）

就業規則

倫理規程

内部通報規程

コンプライアンス規程

リスク管理規程

<用語と定義>

支援の受益者

（特活）ムラのミライのプログラムで物資やサービスを直接受ける人。なお、不適切な力の行使は、（特活）ムラのミライが支援するより広範な住民にも適用され、優位なポジションにあると認識させることによる搾取も含まれる

子ども

18 歳未満の人

若者

15 歳から 24 歳までの人

有害行為

心理的、身体的、その他あらゆる形での個人の権利の侵害

子どもと若者のセーフガーディング指針

性的搾取および虐待からの保護 (PSEA)

この言葉は、人道支援および開発支援の業界では、スタッフや関係者による性的搾取や虐待から被災者を保護することを指す。これは、「性的搾取と性的虐待からの保護を図る特別措置に関する国連事務総長公示」(ST/SGB/2003/13)に基づく。

セーフガーディング

セーフガーディングとは、組織の役職員や関係者によって、また事業活動において、子ども・若者にいかなる危害も及ばさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子ども・若者の安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むことを意味する。この定義は、私たちの価値感と理念に基づき、私たちの組織文化を形づくるものである。これは、特に性的な目的のために力や信頼を濫用し、脆弱性につけこんだ有害行為を予防し、対応することを意図している。

セーフガーディングは、私たちのプログラム、関係機関、スタッフに、継続的にかつ例外なく適用される。つまり、有害行為や搾取、虐待のすべてのリスクを積極的に特定し、予防し、注視する必要がある。また、リスクが発生した際の通報・対応・再発防止のための責任ある、透明性の高い制度を持つ必要がある。これらの制度は子ども・若者中心であり、かつ、疑念を向けられた人物に対しても人権に配慮した事実調査や処遇がなされなくてはならない。セーフガーディングは、子ども・若者を私たちが行うすべての中心に置くものである。

身体的虐待

おとなか子ども・若者かに関わらず、誰かの身体を実際に傷つけること、もしくは身体を傷つける可能性のある行為を行うこと。叩く、揺さぶる、有毒物を与える、溺れさせる、火傷させるなどが含まれる。また、親や保育者などが虚偽の傷や症状をつくりあげることや、故意に子ども・若者を病気にすることも含まれる。

性的虐待

子ども・若者が理解していなかったり同意せざるを得ない状況で、無理やり、もしくは、そそのかして子どもに性的行為をする、またはさせること。レイプ、オーラルセックス、マスターベーションやキス、押し付ける、触るといった性器の挿入を伴わない行為なども含まれ、またこの限りでもない。さらに、性的なものを見せる、子ども・若者を使って性的な写真や画像を作成する、性的に不適切な態度を子ども・若者にさせることも含まれる。

性的搾取

子どもと若者のセーフガーディング指針

お金、ギフト、食料、住居、みせかけの愛情、社会的地位など、子ども・若者やその家族が必要なものと引き換えに、子ども・若者に性的な行為をさせること。多くは、子ども・若者と親しくなる、信頼を得る、ドラッグやアルコールを与えるなどして、巧みに子ども・若者を操り強要することで行われる。両者の間には、同意があったと主張されることがあるが、力関係が不均衡である場合には、被害者側には限られた選択肢しか与えられていないため、同意があったとはみなされない。

ネグレクト・養育怠慢

子ども・若者の身体的・精神的・道徳的発達に悪影響を及ぼしかねないほど、継続して子ども・若者の基本的な要求を満たさないこと。子ども・若者を適切に養育・監督せず危険から守らないこと、栄養のある十分な食事を与えないこと、安全に暮らしたり働く環境を提供しないこと、妊娠中の母親が薬品やアルコールを不適切に服用することやそれを容認すること、障害のある子ども・若者の世話を行わなかったり不適切に扱ったりすることなども含まれる。

心理的虐待

子ども・若者の心理発達に影響を及ぼすほど、継続して心理的に不当に扱うこと。行動を制限する、貶める、辱める、いじめる（オンライン上のいじめも含む）、脅す、怖がらせる、差別する、ばかにすることなどが含まれる。

サバイバー

虐待もしくは搾取の被害を受けた人。「被害者」という言葉より、「サバイバー」には強さや回復力、生存能力といった意味合いが含まれる。しかし、自分自身をどう名乗るかは、個人の選択による。

<附則>

この指針は、2025 年 10 月 23 日より施行する。

子どもと若者のセーフガーディング指針

(別紙 1)

子どもと若者のセーフガーディング行動規範

(特活)ムラのミライの活動に携わるものとして、私は以下のことをします：

- A) 子どもや若者が危険に晒されないよう確認しながら、事業や業務内容を計画・実施し、危険が起こった際には影響を最小限に留めるよう対処する
- B) 年齢、性別、ジェンダー、性的志向、出身地、障がいの有無、政治的信条などに関わらず、子どもや若者の権利、人格および尊厳を尊重し、最善の利益を考えて接する
- C) 子どもや若者とは他者の目が届くところで接する
- D) 子どもや若者に対する暴力や虐待、危険などその他不適切な行為を見逃さず、懸念がある際は事前に決められた手順に則り、すみやかに相談・報告する
- E) セーフガーディングに関する内部調査・外部調査等に応じ、当該調査のために必要な書類や情報提供に協力する
- F) 子どもや若者に関する個人情報や写真・画像は、事前に本人および保護者や教師の承諾を得てから取得し、個人情報保護法規ならびに団体のもつガイドラインに従って適切に扱う
- G) 子どもや若者が自分のもつ権利や、セーフガーディングに関する懸念や問題をもった際にとるべき行動について理解しているようサポートする

(特活)ムラのミライの活動に携わるものとして、私は以下のことをしません：

- H) 18歳未満の子どもと性的行為に関わったり、性的・肉体的関係をもつ(18歳未満と知らなかったということは抗弁にならない)
- I) 受益者である18歳から24歳の若者と性的・肉体的関係をもつ
- J) 子どもや若者に対して商業的搾取を行う
- K) 子どもや若者を叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
- L) はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で子どもや若者を心理的に傷つける
- M) 子どもや若者に対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をする
- N) 子どもや若者が虐待にあいやすい状況をつくる
- O) 着替えや入浴、トイレなど、子どもや若者が自分でできることを必要以上に手伝う

子どもと若者のセーフガーディング指針

- P) 違法、危険、または乱暴な子どもや若者の振る舞いを大目に見たり、加担する
- Q) 特定の子どもや若者を差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除する
- R) 活動に関わる子どもや若者と活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとする
- S) 活動に参加している子どもや若者と同じ床(とこ)で寝る
- T) 活動に参加している子どもや若者と同じ部屋で寝る。ただし、例外的状況かつ事前に上長の許可を得ている場合を除く
- U) ポルノグラフィーや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子どもや若者を誘導しその危険にさらす
- V) 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置く

<相談・報告>

(特活)ムラのミライのスタッフは、セーフガーディング行動規範違反が疑われる行為やうわさを見聞きした際には、関連する事業責任者や担当者に知らせる義務があります。通報者の個人情報や相談・報告した内容は、個人情報保護法規ならびに団体のもつガイドラインに沿って適切に扱われます。

以上、「子どもと若者のセーフガーディングのための行動規範」に関する説明を受け、理解しました。

これを遵守することを誓約いたします。

名前:

署名:

日付: